元和年間における劉禹錫の楽府への意識
―白居易「新楽府」との比較を中心に―

荒川　悠

緒言

拙論は劉禹錫（七七二～八四二）の詩について、とりわけ劉の最初の左遷である朗州左遷時（八〇六～八一五正月）と二度目の左遷である連州左遷時（八一五三月～八一九）を含む元和年間（八〇六～八二〇）における楽府への意識がいかなるものであったかを闡明するものである。

劉禹錫の楽府については、日本では斎藤茂氏の論考があり、劉の楽府を「土風に取材した作品が比較的多く見られること」と、「流落した楽人、妓女を主題とした作品を残している」という二つの側面から考察し、それらの楽府が京師より離れた不遇から地方へと目を向けることによる新しい文学を作り出そうとする姿勢を表すものという。[1] 確かに劉禹錫が楽府によって地方の風土や風俗、出来事を詠じる点は見られるが、その対象を楽府によって詠ずる意味、すなわち劉禹錫が楽府に対してどのような意識を持っていたかについてはまだ鮮明にされていない。

拙論では劉禹錫が楽府に対してどのような意識を持っていたかについて、白居易（七七二～八四六）との比較によって明らかにしてゆく。元和年間において劉禹錫が積極的に楽府を詠じたのと時を同じくして、京師に身を置いていた白居易もこの頃「新楽府」に代表される諷諭詩を積極的に制作し始める。やがて江州左遷を期に詩作の主眼は閑適詩へと移ってゆく。このような詩作活動の場を異にした両者の楽府に対する意識を比較することによって、

劉の詩作意識が一層鮮明に表れる。

なお劉禹錫のテキストは卞孝萱校訂『劉禹錫集』（中華書局、一九九〇年）を使用し、編年は陶敏・陶紅雨校注『劉禹錫全集編年校注』（岳麓書社、二〇〇三年。以後『校注』と略称する）を参照した。また白居易のテキストは朱金城『白居易集箋校』（上海古籍出版社、一九八八年）を使用し、編年は朱金城『白居易年譜』（上海古籍出版社、一九八二年）を参照した。この他適宜諸本を参照した。

第一節　劉禹錫の楽府

第一節では①永貞の改革前後（八〇五）、②朗州左遷時（八〇六年～八一五正月）、③京師召還時（八一五二月）、④連州左遷時（八一五三月～八一九）と四つの時期に分けて、元和年間における劉禹錫の楽府を概観し、その特徴を確認してゆく。

①永貞の改革前後

貞元九年（七九三）に進士に及第した劉禹錫は幾つかの役職を経たのちに時の皇太子李誦（順宗）の側近であった王叔文・王伾を中心とする改革派に携わり、順宗が即位した永貞元年（八〇五）より行われた政治改革（永貞の改革）に参与する。しかし保守派からの反発を被り、病弱であった順宗が帝位を譲ったことによって改革は頓挫する。こうして永貞の改革の中心にいた王叔文・王伾に取り巻いていた劉禹錫は朗州司馬（閑職）へと出されることになる。

劉禹錫が司馬に出仕する以前である永貞の改革前後の楽府について、劉の最初期の楽府である「淮陰行五首」（巻二十六）には引（序と同義）が付されており、次のように記されている。

古有長干行、言三江之事悉矣。余嘗阻風淮陰、作淮陰行以裨楽府。

（古に長干行有り、三江[12]の事を言うこと悉たり。余嘗て風に淮陰に阻まれ、淮陰行を作り以て楽府に裨（おぎな）わん。）

当該詩は劉が淮陰の地を訪れてそこで「長干行」を連想し詠じた連作詩である。「長干行」とは古楽府題の一つであり、金陵東部の長干[13]の地に流れる川に舟渡りするある女性の目線で詠じられた楽府である[14]。『校注』に従えば当該詩は貞元十八年かそれ以前に詠じられた詩であり、ここから劉に左遷以前となる貞元年間から風土や風俗を楽府によって詠じようとする意識があったことが分かる。

引の「作淮陰行以裨楽府」という箇所に注目すると、当時の劉禹錫の楽府に対する意識が垣間見える。楽府の機能は『詩経』の理念を基底に采詩の官が地方の歌を採録して中央に献上し、帝がそこから風土・風俗を知り政治を是正することにある[15]。この点に鑑みれば、劉が「作淮陰行以裨楽府」と述べるのは、良き政治のために楽府を中央へ献上するためだとわかる。

この時期の楽府についてもう一つ、諷諭の意を込めた寓言詩について考察する。先行研究では朗州左遷時の詩の特徴として古体詩・楽府中の寓言表現に着目するものがある[16]。例えば「聚蚊謡」（巻二十一）は自身の政敵を蚊に擬えた詩であり、「有獺吟」（巻二十一）では『礼記』に記される獺が魚を並べて天に祀る行いをする中で、獺自身が人に捕らえられ食べられてしまうといった寓言から中央の礼を尊ばない様子を諷刺した。このような社会批判の意識を寓言表現を通して諷諭する点から、朗州左遷という不遇の中でも不屈の政治意識を抱き続けた劉の強い精神

性を知ることができるという。

赤井益久氏は朗州左遷時の創作の特徴を詩・文・賦の「三つの柱からなる」とし、詩の特徴の一つである寓言詩について「永貞期の政治的軋轢を寓言詩に詠んだ「聚蚊謡」（巻二一）「秋蛍引」（以下同上）「百舌吟」「昏鏡詞」「養鷙詞」など」を挙げる[9]。卞孝萱『劉禹錫年譜』（中華書局、一九六三年）ではいずれの寓言詩も朗州左遷時に位置付けられているが、『校注』は「百舌吟」・「聚蚊謡」・「飛鳶操」・「秋蛍引」を「反映了這一時期政局及禹錫心情的急遽変化[8]」といい永貞元年の詩作、すなわち①の時期とする。ただし当四首以外の寓言詩、すなわち「養鷙詞」・「昏鏡詞」また「有獺吟」を未編年とし、未編年とする根拠は明確には示されていない。

寓言詩は朗州左遷を受けた際に詠じたものと考えられているが、確かにこれら諷諭の意を込めた寓言詩が朗州司馬という政治的不遇を被っていた劉禹錫に可能であったとは想定しにくい。なぜなら劉が元和十年（八一五）に朗州左遷から召還された際に「元和十年自郎州至京戯贈看花諸君」（巻二十四）を詠じたことが、そこに諷刺の意が込められていることを口実に連州へと再び左遷される契機となった[9]。このことは『詩経』大序に「上以風化下、下以風刺上、主文而譎諫、言之者無罪、聞之者足以戒、故曰風（上は風を以て下を化し、下は風を以て上を刺る、文を主りて譎諫するに、之を言う者罪無く、之を聞く者以て戒むるに足る、故に風と曰う）[10]」とあるような、下の者が上に対して詩によって諷刺することに罪は無いという経義が元和年間においては建前と化していたことを傍証する。寓言表現により相手を刺る詩群を朗州左遷時に詠じることは、永貞の改革の罪を受けてかろうじて司馬として身を保っている劉禹錫にとって危険極まりない。

諷刺による左遷という事例を白居易を例に挙げる[11]。元和十年（八一五）六月に宰相武元衡が暗殺されたなかで、当時賛善大夫であった白居易は暗殺に対する糾明を上奏するものの、その行為を咎められて江州への左遷の契機と

なった。白居易が被った非難については「与楊虞卿書」（巻四十四）に次のように記されている。

其不与者或誣以偽言、或搆以非語。且浩浩者不酌時事大小与僕言当否。皆曰、丞郎・給舎・諫官・御史尚未論請。而賛善大夫何反憂国之甚也。

（其れ与せざる者或いは誣うるに偽言を以てし、或いは搆うるに非語を以てす。且つ浩浩たる者時事大小と僕の言の当否を酌らず。皆な曰く、丞郎・給舎・諫官・御史尚お未だ論請せず。而るに賛善大夫の何ぞ反て憂国の甚しきや、と。）

賛善大夫の役職は元和九年に母の喪が開けて役職に戻った際に与えられた閑職である。白の上奏は未分不相応の越権行為として、「偽言」や「非語」をもって咎められた。

如上の元和年間の政治状況に鑑みると、司馬に身を置く劉禹錫が中央に対して直接的に諷諭するとは考えにくい。ただし『校注』によって未編年に位置づけられた寓言詩もまた、永貞の改革時に位置する「百舌吟」・「聚蚊謡」・「飛鳶操」・「秋蛍引」同様に、当世の政治と対立する意識、および自己の政治意識を儒教経典を典故として主張する表現と類似する[12]。このような表現の特徴から、未編年とされる寓言詩もまた①の時期の特徴に含むことができるだろう。

②朗州左遷時[13]

次に劉禹錫の最初の左遷となった朗州左遷時の楽府について、劉禹錫が地方の風土・風俗を詠じる「采菱行」并引（巻二十六）を例に見てゆく。まず引と全二〇句中の第一句から六句を挙げる

［序］

武陵俗嗜芰菱。歳秋矣、有女郎盛遊於白馬湖。薄言采之、帰以御客。古有采菱曲、罕伝其詞。故賦之以俟采詩者。

（武陵の俗芰菱を嗜む。歳秋にして、女郎の盛んに白馬湖に遊ぶ有り。薄か言に之を采り、帰りて以て客に御す。古に采菱曲有るも、其の詞を伝うること罕なり。故に之を賦して以て采詩の者を俟つ。）

［詩］

白馬湖平秋日光　白馬湖平らかにして　秋日光く
紫菱如錦綵鴛翔　紫菱は錦の如く　綵鴛翔る
盪舟遊女満中央　盪舟の遊女　中央に満ち
采菱不顧馬上郎　菱を采りて馬上の郎を顧みず
争多逐勝紛相向　多きを争い　勝ちを逐いて紛として相向い
時転蘭橈破軽浪　時に蘭橈を転じて軽浪を破る

当該詩は第一句から十六句目まで右のような「采菱」という朗州の風俗を具に描き出している。また引には「賦之以俟采詩者」と采詩の官が当該詩を採録することを望むという旨が記されている。

ここから劉禹錫が楽府を詠じる際に、『漢書』を拠り所としていることが分かる。『詩経』大序および「詩言志」の典拠である『尚書』には采詩の官の存在は明記されていない。さらに注5前掲の『漢書』芸文志「六芸略」の引用で示した「王者所以観風俗」、および『漢書』巻三十芸文志・詩賦略に、

自孝武立楽府而采歌謡、於是有代・趙之謳、秦・楚之風、皆感於哀・楽、縁事而発、亦可以観風俗、知薄厚云。

（孝武楽府を立てて歌謡を采りてより、是に於いて代・趙の謳、秦・楚の風有り、皆哀・楽に感じ、事に縁りて発し、亦た以て風俗を観、薄厚を知るべしと云う。）

と『詩経』大序で示されていない歌により地域そのものの様子を知るということについて言及されている。

また楽府は「皆感於哀・楽、縁事而発」と内面の作用に拠り詠じられる。当該詩の第十七から二十句目に、

屈平祠下沅江水　屈平の祠下沅江の水
月照寒波白煙起　月は寒波を照らし白煙起こる
一曲南音此地聞　一曲　南音　此の地に聞けば
長安北望三千里　長安　北望　三千里

と劉は自らの政治的不遇による悲哀を屈原に比して表現している。「采菱行」は中央政治との対立の中で左遷の不遇を被る中、『漢書』上の屈原的悲哀[二]と楽府の義とが融合した劉禹錫の心意が如実に表れた楽府と言えよう。

『漢書』芸文志において楽府は風俗を知るという側面を持ち、「哀」・「楽」という内面の作用によって詠じられる。劉禹錫がその作用によって朗州での出来事を詠じていることは「泰娘歌」并引（巻二十七）から理解することができる。ここではその引を見てゆく。

泰娘本韋尚書家主謳者。初尚書為呉郡得之、命楽工誨之琵琶、使之歌且舞。無幾何、尽得其術。居一二歳、携之以帰京師。京師多新声善工、於是又捐去故技、以新声度曲、而泰娘名字、往往見称於貴遊之間。元和初、尚書薨於東京、泰娘出居民間。久之、為蘄州刺史張慈所得。其後慈坐事、謫居武陵郡。慈卒、泰娘無所帰、地荒且遠、無有能知其容与芸者。故日抱楽器而哭、其音憔殺以悲。雒客聞之、為歌其事以足于楽府云。

（泰娘は本より韋尚書の家に謳を主る者なり。初め尚書 呉郡と為るに之を得、楽工に命じて之に琵琶を誨えし

め、之をして歌い且つ舞わしむ。幾何も無くして、尽く其の術を得。居ること一二歳、之を携えて以て京師に帰る。京師新声の善く工なるもの多く、是に於いて又故技を捐て去り、新声度曲を以てして、泰娘の名字、往往にして貴遊の間に称せらる。元和初、尚書東京に薨じ、泰娘出でて民間に居る。之を久しくして、蘄州刺史張慫の得る所と為る。其の後慫事に坐し、武陵郡に謫居す。慫卒し、泰娘帰る所無く、地荒れて且つ遠く、能く其の容と芸を知る者有る無し。故に日びに楽器を抱きて哭し、其の音燋殺として以て悲し。雒客之を聞き、為に其の事を歌いて以て楽府に足さん、云く。)」

当序文では泰娘が父のような存在であった韋尚書・張慫をともに亡くして異郷の地である武陵（朗州）で行く当てを無くしたという悲劇を「雒客」（劉禹錫）が楽府として詠じた旨が示されている。この出来事は朗州における「哀」に他ならない。劉禹錫はこの出来事について「為歌其事以足于楽府云」、すなわちその「哀」によって楽府を詠じて中央に献上しようという。この点に鑑みれば、朗州左遷時において劉禹錫は『漢書』芸文志を拠り所とした楽府を詩作していたことがわかる。すなわち緒言で引用した斎藤氏が挙げる劉禹錫の楽府の特徴とする二つの側面とは、朗州左遷時においては『漢書』芸文志に由来する楽府の側面として一つに収斂される。[15]

③京師召還時[16]

元和十年（八一五）正月に恩赦を受けて、劉禹錫を含めた司馬へ左遷された八人（八司馬）の内、当時存命であった者は長安へ召還された。ただしそこに滞在できたのはわずか一ヶ月たらずで、彼らは再び地方刺史として左遷されることになる。

注12 前掲前稿でも述べた通り、『校注』に従えばこの時期楽府は一切詠じられておらず、詠じられた全五首全てが近体詩である。[170] 楽府は地方の風土や風俗、出来事を詠じることに意味があり、自らが中央にいる以上采詩の官に取られるような歌を詠ずる必要は無くなる。さらに政治的立場上、十年前の永貞の改革前後に詠じた「百舌吟」・「聚蚊謠」・「飛鷰操」・「秋蛍引」といった政治性をあらわに表現した寓言表現を用いた楽府も詠じることはできず、結果として楽府という詩形を用いることはなかった。

④連州左遷時

最後に、元和年間末期にあたる連州左遷時の楽府について見てゆく。朗州「采菱行」同様に、引で采詩の官の採録を待つということを述べる「挿田歌」を挙げる。まず引および第一句～八句を挙げる。

［引］

連州城下俯接村墟。偶登郡楼、適有所感。遂書其事為俚歌、以俟采詩者。

（連州城下　村墟に俯接す。偶たま郡楼に登れば、適(まさ)に感ずる所有り。遂に其の事を書し俚歌を為り、以て采詩の者を俟つ。）

［本文］

岡頭花草斉　岡頭　花草　斉しく
燕子東西飛　燕子　東西に飛ぶ
田塍望如線　田塍望めば線の如し、
白水光参差　白水光参差たり

農婦白紵裙　農婦白紵の裙
農父緑簑衣　農父緑簑の衣
斉唱田中歌　斉唱す田中の歌
嚶儜如竹枝　嚶儜すること竹枝の如し
……。

朗州左遷時同様に、地域の様子を楽府にして、「俟采詩者」と序に記している。当該詩は全三十二句中、初句から十六句まではこの土地およびそこに住む人々の様子を押し並べて詠じているが、十七句以降この村出身の「上計吏」[18]が村人たちの前に現れ、そこに焦点が絞られる。

路旁誰家郎　路旁誰が家の郎ぞ
烏帽衫袖長　烏帽　衫袖　長し
自言上計吏　自ら言う上計の吏
年初離帝郷　年初めにして帝郷を離る、と
田夫詰計吏　田夫　計吏に詰す
君家儂定諳　君が家儂定めて諳んず
一来長安道　一たび長安の道より来たり
眼大不相参　眼　大なるに相参ぜず、と
計吏笑致辞　計吏笑いて辞を致す
長安真大処　長安　真に大なる処

省門高軻峨　省門　高きこと軻峨たり
儂入無度数　儂入ること数を度る無し
昨来補衛士　昨来　衛士に補さるるに
唯用筒竹布　唯だ筒竹布を用う
君看二三年　君看よ二三年
我作官人去　我　官人と作りて去らん

この村の出身である「上計吏」は人々に対して自身が京師長安へ訪れたことを鼻にかけて今は低い立場にいるが必ず官人なってこの土地を去ろうと言う。当該詩には「上計吏」が生まれ育った土地の下情のことではなく自身のことばかり顧みているという点に諷諭の意が込められている。このような楽府の諷諭表現は先に確認した寓言による諷諭とは異なりかつ朗州左遷時以前には見られない。

別の楽府を確認すれば、「沓潮歌」并引(巻二十七)には次のように詠じられている。ここでは引および全十八句中の第一句～八句、および第十五句～十八句を挙げる。

[引]

元和十年夏五月、終風駕濤、南海羨溢、南人云、沓潮也。率三歳一有之。余為連州、客或為予言其状、因歌之、附于南越志。

(元和十年夏五月、終風濤に駕し、南海羨溢す、南人云う、沓潮なり、率ね三歳に一たび之れ有り、と。余連州為り、客或ひと予が為に其の状を言う、因りて之を歌い、南越志に附さん。)

［詩］

屯門積日無迴飆　屯門積日迴飆無く
滄波不帰成沓潮　滄波帰らずして沓潮を成す
轟如鞭石矻且搖　轟くこと鞭石の矻として且つ搖るるが如し
亘空欲駕黿鼉橋　空に亘り黿鼉橋に駕せんと欲す
驚湍蹙縮悍而驕　驚湍蹙縮　悍にして驕
大陵高岸失岧嶤　大陵高岸　岧嶤を失う
四辺無阻音響調　四辺音響の調を阻つる無く
背負元気掀重霄　元気を背負して重霄に掀がる
……。
翌日風回渺気消　翌日風回り渺気消え
帰濤納納景昭昭　帰濤納納として景昭昭たり
烏泥白沙復満海　烏泥白沙復た海に満ち
海色不動如青瑤　海色の動かざること青瑤の如し

当該詩もまた連州での出来事を楽府にして詠じたものである。沓潮とは風力に拠らず波が引き返す前にまた波が押し寄せる現象をいい、詩中ではその躍動感が視覚・聴覚を通してダイナミックに表現される。またそのダイナミズムは十五句以降の沓潮の収まった後の色彩表現を通した穏やかな海の様子によって一層引き立つ。

このような出来事を劉禹錫は『南越志』に付そうという。『南越志』は『隋書』経籍志・史部に「南越志八巻沈

氏撰」[19]とあるように史書の類である。その内容は現在では『文選』李善注などの引用において確認されるのみで現在ではその完璧な状態は確認できないが、『宋書』に撰者沈氏こと沈懐遠の伝に「撰南越志及懐文文集、並伝於世(南越志及び懐文文集を撰し、並びに世に伝う)[20]」と記されていることにより、広く知られた書であることが分かる。

当該詩には朗州左遷時の楽府や「挿田歌」の引に記していたような采詩の官に採録される事を期待するといったことは記されていない。また自らの楽府を史書に納めるという行為は楽府の機能としては『漢書』に記されていないことである。このことは劉禹錫が楽府を詠じる際の重点が朗州左遷時とは異なることを意味する。

第2節　白居易の「新楽府」

次に白居易の「新楽府」への意識についてみてゆく。「新楽府」は元和四年より制作を始め、後の江州左遷時に自身の詩を四つの詩群に分けた「諷諭」・「閑適」・「感傷」・「律詩」のうち「諷諭」に位置する全五十首からなる一連の詩である。この「新楽府」を積極的に詠じた意識について、①「新楽府」製作時と②江州左遷時と二分して考察してゆく。

①「新楽府」製作時

元和三年(八〇八)に至り白居易は左拾遺に就き、元和四年(八〇九)よりその立場から諷刺を目的とする「新楽

府」の制作を始める[12]。その理念は序文に示されている。

序曰、凡九千二百五十二言、断為五十篇。篇無定句、句無定字。繫於意不繫於文。首句標其目、卒章顕其志、詩三百之義也。……。其事覈而実、使采之者伝信也。……。総而言之、為君、為臣、為民、為物、為事而作、不為文而作也。

（序に曰く、凡そ九千二百五十二言、断ちて五十篇と為す。篇に定句無く、句に定字無し。意に繫ぎ文に繫げず。首句に其の目を標し、卒章に其の志を顕すは、詩三百の義なり。……。其の事覈（しら）べて実なるは、之を采る者をして信を伝えしめんとすればなり。……。総じて之を言えば、君の為、臣の為、民の為、物の為、事の為に作りて、文の為に作らざるなり。）

白居易は「新楽府」とは「君」、「臣」、「民」、「物」、「事」の為に作るものであり、その詩群を『詩経』に比して、ここに詠じられた真実が「采之者」すなわち采詩の官によって広く伝播することを望んでいる。

白の采詩の官に対する意識は「新楽府」全五十首の最後に位置する「采詩官」（巻四）に詳しく記されている。ここでは題下注、および全三十句中第一句～十句、二十八句～三十句を挙げる。

［題下注］

監前王乱亡之由也

（前王の乱亡の由を監るなり）

［詩］

采詩官　采詩の官

采詩聴歌導人言　詩を采り歌を聴きて人言を導く。

言者無罪聞者誡　言う者罪無く聞く者誡む
下流上通上下泰　下に流れ上に通じ上下泰し
周滅秦興至隋氏　周滅びて秦興り隋氏に至るも
十代采詩官不置　十代采詩の官置かず
郊廟登歌賛君美　郊廟の登歌は君の美を賛じ
楽府艶詞悦君意　楽府の艶詞は君の意を悦ばしむ
若求興諭規刺言　若し興諭規刺の言を求むれば
万句千章無一字　万句千章に一字無し
……。
君兮君兮願聴此　君よ君よ願わくは此を聴け
欲開壅蔽達人情　壅蔽を開きて人情に達せんと欲すれば
先向歌詩求諷刺　先ず歌詩に向いて諷刺を求めよ。

白居易は当該詩で采詩の官の意義を説いている。「言者無罪聞者誡、下流上通上下泰」は前節で既に述べた『詩経』に示される諷刺の義に拠る句である。白は采詩の官が詩を採録することによって詩が帝と下情との疎通を十分にしていたにもかかわらず、秦より采詩の官が置かれなくなったために取るに足らない詩がまかり通って、今に至るまで中央に「諷議」が無くなってしまったという。このような諷刺の意義を重視する白居易は「先向歌詩求諷刺」といい「采詩官」および「新楽府」全体を結ぶ。高木正一氏が述べる通り、当該詩は「新楽府五十篇の結論であり、何のために五十篇の詩を作ったかを言ったものである[22]」。「采詩官」は、「新楽府」が帝の耳に入って、そ

れにより再び「下流上通上下泰」という状態を齎すことを願う表明でもある。

なぜ白居易は楽府にこのような意識を込めていたか。そのことを元和十年（八一五）に詠じた「読張籍古楽府詩」（巻一）で確認する。全四十句中第一句～八句および第十七句～二十句、第二十五句～三十二句を挙げる。

張君何為者　張君は何為る者ぞ
業文三十春　文を業とすること三十春
尤工楽府詩　尤も楽府の詩に工（たくみ）なること
挙代少其倫　代を挙げて其の倫（ともがら）少し
為詩意如何　詩を為ること意如何
六義互鋪陳　六義互いに鋪陳し
風雅比興外　風雅比興の外
未嘗著空文　未だ嘗て空文を著さず
……。
上可裨教化　上は教化を裨い
舒之済万民　之を舒（の）べて万民を済うべし
下可理情性　下は情性を理（おさ）め
巻之善一身　之を巻きて一身を善くすべし
……。
時無采詩官　時に采詩の官無く

委棄如泥塵　委棄せらるること泥塵の如し
恐君百歳後　恐らくは君が百歳の後
滅没人不聞　滅没して人の聞かざるを
願蔵中秘書　願わくは中秘書に蔵して
百代不湮淪　百代に湮淪せざらんを
願播内楽府　願わくは内楽府に播(ほどこ)して
時得聞至尊　時に至尊に聞ゆるを得ん
……。

白居易は張籍の楽府を高く評価し、そこには六義がもれなく備わっており、六義にそぐわないような無用な詩文（「空文」）を記すことはなかったという。そのような張籍の楽府について、帝に対しては教えさとす働きをもって万民を助けて、人々にとっては心情を整えて振る舞いを正しくすることができるとその有用性を説く。それゆえ白居易は采詩の官が不在である故に張籍の詩が泥や塵のように価値を見出されずにぞんざいに扱われ、百年後には伝わらなくなってしまうことを恐れ、楽府が帝の耳にも入るように、採録されて宮中に演奏されることを願うという。

ここから元和年間における白居易の楽府像が理解できる。すなわち楽府は六義を備えていなくてはならず、そのような楽府が中央で帝の耳に入り諷刺することによって初めてその有用性が生まれる。それゆえに中央にいる白居易は左拾遺の立場から『詩経』に比した「新楽府」の作成を使命としたのである。

②江州左遷時

元和六年(八一一)、左拾遺の任期を終えて京兆府戸曹参軍および翰林学士を兼任していた白居易に母陳氏の死、さらに女金鑾を亡くす不幸が続いた。元和九年(八一四)に喪が明けて下邽より京師に戻るも、与えられた職は賛善大夫という閑職であった。そして前節で述べた通り、元和十年(八一六)八月に越権行為を咎められ、江州司馬へと左遷させることとなった。

白居易はこのことを自身の諷諭詩による誹謗であると認め、「何有志於詩者不利若此之甚也(何ぞ詩に志有る者の不利なること此の若く甚しきや)」(「与元九書」巻四十四)と嘆くも、自身の詩を「有志於詩」といい、「詩言志」の意識は一貫している。

「新楽府」を含む「諷諭」を『詩経』に比した詩作の意図について、政友元稹に対して宛てた文章である「与元九書」の中で具に記している。ここでは詩における六義にまつわる箇所を確認する。

洎周衰秦興、採詩官廃。上不以詩補察時政、下不以歌洩導人情。乃至於諂成之風動、救失之道欠、于時六義始刓矣。国風変為騒辞、五言始於蘇・李。蘇・李騒人、皆不遇者、各繫其志、発而為文。故河梁之句、止於傷別。沢畔之吟、帰於怨思。彷徨抑鬱、不暇及他耳。然去詩未遠、梗概尚存。故興離別、則引双鳧一雁為喩。諷君子小人、則引香草悪鳥為比。雖義類不具、猶得風人之什二三焉。于時六義始欠矣。晋・宋已還。得者蓋寡。以康楽之奥博、多溺於山水。以淵明之高古、偏放於田園。江・鮑之流、又狭於此。如梁鴻五噫之例者、百無一二焉。于時六義寖微矣。陵夷至於梁・陳間。率不過嘲風雪、弄花草而已。噫、風雪花草之物、三百篇中豈捨之乎。

(周衰えて秦興るに洎び、採詩の官廃る。上は詩を以って時政を補察せず、下は歌を以って人情を洩導せず。乃ち諂成の風動き、救失の道欠くに至り、時に于いて六義始めて刓らるるに至る。国風変じて騒辞と為り、五言蘇・李に始まる。蘇・李騒人、皆不遇なる者にして、各おの其の志を繫げ、発して文を為る。故に河梁の

句は、傷別に止まり、沢畔の吟は、怨思に帰す。彷徨抑鬱して、他耳に及ぶ暇あらず。然れども詩を去ること未だ遠からず、梗概尚お存す。故に離別を興せば、則ち双鳧一雁を引けば喩えと為す。君子小人を諷せば、則ち香草悪鳥を引きて比と為す。義類具わらずと雖も、猶お風人の什二三を焉に得。時に于いて六義始めて欠く。晋・宋より已還、得る者蓋し寡し。康楽の奥博を以ってするも、多くは山水に溺る。淵明の高古を以てするも、偏に田園に放にす。江・鮑の流は、又此より狭し。梁鴻五噫の例の如きは、百に一二無し。時に于いて六義寖く微なり。陵夷して梁・陳の間に至れば、率ね風雪を嘲れ、花草を弄ぶに過ぎざるのみ。噫、風雪花草の物、三百篇中豈に之を捨てんや。）

白居易は詩の六義に着目し、『詩経』成立以降秦に至って采詩の官が置かれなくなり、それゆえ時の経過とともに六義が失われていったと考えている。川合康三氏は当該箇所を踏まえて次のように述べている。

過去の名高い文学者を挙げながら、いずれも『詩経』という規範から遠ざかるとして文学の衰弊を嘆く。『詩経』を至高の文学とみなし、そこからの逸脱を文学の下降としてとらえるのも、従来の文学史観の流れに沿っている。過去の卓越した文学者たちもそれぞれ一面に優れても『詩経』には及ばないとして、文学の基準を『詩経』の諷諭性、つまり社会的効用を有するか否かにはっきり定めている。[23]

白居易は伝統的文学史観に基づき『詩経』以降を衰退と捉えている。有用性の有無という点では六朝詩を代表する「康楽」（謝霊運）・「淵明」（陶淵明）の詩さえ白居易にとっては「得者蓋寡」なのであった。

江州左遷時において白居易は詩作の主眼を諷諭詩から閑適詩に移し始める。閑適詩は江州司馬より詠じ始めたわけではなく、後に「閑適」に分類される詩の中には江州左遷以前の京師にいた際に詠じられた詩もある。[24] また、中央に仕官していた際にも閑適の意識があったことは「聞早鶯」（巻七）から分かる。全十四句中第五句から八句を

挙げる。

憶為近臣時　憶う近臣為りし時
秉筆直承明　筆を秉りて承明に直せしを
春深見草暇　春深くして草を見る暇に
旦暮聞此声　旦暮此の声を聞く

ここから自らの立場を公と私とで分けていることが分かる。すなわち臣下として仕えている時にはその役職通り果たすべき任務を行い、同時にその時に聞いた鶯の声にも心を寄せていた。

また「閉関」（巻七）の中で、「我心忘世久、世亦不我干（我が心世を忘るること久しく、世も亦た我を干さず）」と世間と白自身が断絶されていることを明言し、「不如且安閑（且く安閑するに如かず）」と江州司馬の立場でゆっくりと暮らすと表明をする詩が「閑適」に含まれている。このように見てゆけば白居易が対社会という公の立場と対自己という私の立場とで詩作の対象を分けていることが理解できる。[135]「与元九書」の中で「偏放田園」と批判した陶淵明についても、江州左遷時には「陶淵明の為人（ひととなり）を慕」って旧宅を訪れた「訪陶公旧宅」（巻七）があり、それ以前に母の喪に服していた下邽退居時にも「倣陶潜体詩」（巻五）を詠じている。このように白居易は詩に対して六義による有用性に関しては詩経以降衰退の一途を辿っていると捉えているが、それは対社会における詩においてであり、対自己においては陶淵明を模倣するように肯定するような複眼的な詩作意識を持っていた。

第3節　劉禹錫の楽府への意識

白居易は『詩経』以降六義を失っていったという下降史観の視座を持っていた。だがそれは対社会という公の立場における詩のあり方であり、対自己という私の立場から見れば閑適詩を詠じるような詩作意識を持っていた。

翻って劉禹錫の詩作意識について考察してゆく。劉禹錫は風土・風俗を知るという側面に特化して積極的に楽府を詠じていたが、劉は当時詩をどのように理解していたのであろうか。

元和七年（八一二）に亡くなった董侹[25]の詩を編纂した際に付した序文である「董氏武陵集紀」（巻十九、集紀は序と同義）で、劉禹錫は詩について次のように述べている。

片言可以明百意、坐馳可以役万景、工於詩者能之。風雅体変而興同、古今調殊而理冥、達於詩者能之。工生於才、達生於明。二者還相為用、而後詩道備矣。

（片言以て百意を明らかにすべく、坐馳以て万景を役すは、詩に工なる者之を能くす。風雅体変ずれもど興同じくし、古今の調殊なれども理冥なるは、詩に達する者之を能くす。工は才より生じ、達は明より生ず。二者還りて相い用を為し、而る後詩道備われり。）

短い句数（「片言」）によってその意味内容を表明して役職につくことができる者、また『詩経』以来の詩体を変化させても興を失うことなく、またそのメロディが変化しても意味深長を失わない者を、それぞれ「才」による「詩に工なる者」と「明」による「詩に達する者」と分け、その両側面が相互に関係し合うことによって「詩道」が確立すると述べる。すなわち優れた詩のために白居易のような『詩経』に比すといった意識はなく、また『詩経』以降を衰退と考えていたわけではない。劉禹錫は同文章で白居易が公の立場から否定した六朝期の詩を次のように肯定する。

自建安距永明已還、詞人比肩、唱和相発。有以朔風零雨、高視天下、蟬噪鳥鳴、蔚在史策。国朝因之、粲然復興。由篇章以躋貴仕者相踵而起。

（建安より永明に距りて已還、詞人比肩し、唱和相い発す。朔風零雨を以て、天下を高視し、蟬噪鳥鳴の、蔚として史策に在る有り。国朝之に因り、粲然復興し、篇章に由り以て貴仕に躋ぐ者相い踵ぎて起つ。）

建安（後漢末）から永明（斉）にかけて、「詞人」（詩人と同義[23]）たちはお互いに比肩して唱和をしあった。それによって、「朔風」（王讃「雑詩」）・「零雨」（孫楚「征西官属送於陟陽候作詩」）、「蟬噪」・「鳥鳴」（王籍「入若耶溪」）といった優れた詩が生まれ、その詩によって詩人は役職に就き、国家に燦然たる復興を齎せるという。ここで挙げられている三首は「謝霊運伝論」が典故となっている[24]。ただし詩人同士の比肩による唱和が国家繁栄を齎す行為だという考え方自体は「謝霊運伝論」には記されておらず、ここではそれを典故としながら劉の詩に対する独自の見解が述べられている。

劉禹錫は六朝詩を例えとして詩に国家を復興させる有用性があることを述べる中、当世では中央が詩を尊ばなくなったこと同文章で次のように述べる。

兵興已還、右武尚功。公卿大夫、以憂済為任、不暇器人於文什之間、故其風寝息。楽府協律、不能足新音以度曲、夜諷之職、寂寥無紀、則董生之貧臥於裔土也。

（兵興くるより已還、武を右び功を尚ぶ。公卿大夫、憂済を以て任と為し、文什の間人を器ぶ暇あらず、故に其の風寝く息む。楽府の協律、新音足す能わざれば以て曲を度り、夜諷之職、寂寥にして紀す無ければ、則ち董生の貧にして裔土に臥すなり。）

「兵興已還」は安史の乱（七五五）が起こってより後を指し、それ以降武力が尊ばれるようになった。それゆえ

に「公卿大夫」の名で代表される中央の官職には詩人・文人を選びとるような余裕が生まれず、故に風を備えた詩が詠じられなくなった。それゆえ新たに楽府を詠じようとしても、「夜諷之職」すなわち采詩の官が不在であるがために楽府は採録されず、結果詩作に秀でていた「董生」（董侹）は貧しくして朗州の地に骨を埋めることになったという。このように劉禹錫は詩作の衰退を安史の乱を境にして中央が詩人を重視しないことにあると定め、政治における楽府の重要性を説く。

このように見ていくと楽府を詠じる動機が国家の繁栄のためにあると考えることができる。朗州左遷時は劉禹錫が最も多く楽府を詠じた時期である。劉自身が編纂した『劉禹錫集』巻二十六～二十七は「楽府」の章であり、そこから①～④の時期に当てはまる楽府を『校注』に従い分類すると次のようになる。[39]

①永貞の改革前後

「白鷺行」・「馬嵬行」・「淮陰行五首」・「路傍曲」・「桃源行」・「題鳩吟」

②朗州左遷時

「順陽歌」・「宜城歌」・「紀南歌」・「泰娘歌」・「団扇歌」・「視刀環歌」・「競渡曲」・「堤上行三首」・「采菱行」・「秋風引」・「蛮子歌」・「洞庭秋月行」・「踏歌詞四首」・「龍陽県歌」・「瀟湘神二首」

③京師召還時

なし

④連州左遷時

「荊州歌」・「渡桂岭歌」・「沓潮歌」・「莫傜歌」・「挿田歌」

このことは朗州左遷時に最も積極的に楽府を詠じていたことを裏付ける。改革に失敗した劉禹錫は中央との対立

の意識を持っていた。安史の乱以武力が尊ばれ詩の価値が見過ごされている中で、劉は詩の有用性を信じるゆえに積極的にその土地の風土・風俗、出来事を楽府にして詠じていった。地方の閑職に追いやられる中で『漢書』芸文志上の楽府の義に従ってその土地の風土や風俗、出来事を詠じて中央に不足している楽府を献上することを重視した。この詩作意識は朗州左遷時における一種の使命感と言える。

一方連州での役職は刺史であった。刺史は閑職ではなく地方長官という政治的立場上連州を治めなくてはならない[30]。「挿田歌」もまた中央に献上したいという意識によって詠じられた楽府であるが、その詩の後半は「上計吏」の村人に対する不埒な態度を詠じていた。「上計吏」もまた劉と同じく連州を治めなければならない立場にいる。劉は連州の下情を思えばこそ、「上計吏」の態度を諷刺した楽府を中央に届けて知らせる必要があった。「沓潮歌」で『南越誌』に付したいと述べていたように、連州刺史の頃は地方長官としての責務として地方の様子を記録して伝えてゆくことに重点を置いている。

このように朗州左遷時と連州左遷時とでは楽府を詠じ方は異なっている。しかし劉禹錫にとって楽府が社会に対して有用であるという考え自体は元和年間において通底している。

小結

拙論では元和年間に焦点を当て劉禹錫が楽府へどのような意識を持っていたかについて、白居易「新楽府」等の詩文と比較することによって考察してきた。劉白が両者ともに積極的に楽府を詠じ始めた動機は、采詩の官が不在

であるゆえに詩が軽視されている政治状況にあった。そこで彼らは楽府を制作して、中央に楽府をおぎなおうとし始める。ただし彼らは楽府の機能の拠り所を異にした。白居易は『詩経』の六義に求め、劉禹錫は『漢書』芸文志の風土・風俗を詠じあげることによってその土地のありよう知らせる点に求めた。また白居易が『詩経』以降を詩の衰退の歴史と捉えていたのに対し、劉禹錫は安史の乱の結果として詩が軽視され始めたとする。劉はそれゆえに六朝詩同様に詩による国家の「燦然復興」を齎すべく地域の風土・風俗を積極的に詠じ始めた。このような意識が朗州左遷時より前からあったことは、貞元年間より中央のために楽府を詠じようとする意識を抱く中で淮陰の様子を詠じた「淮陰行五首」が「長干行」を想起して詠じられた詩であることが傍証する。

劉禹錫は連州左遷時より刺史に就き地方官として着実に政治の一翼を担ってゆく。この時期朗州左遷時よりも楽府の数が減少したのは、連州左遷時の期間が朗州左遷時よりも短いこともあるが、朗州司馬の中央との対立意識を抱く中で使命として楽府を詠じた頃から、地方官としての職務としての楽府を詠じるようになったことに起因する。貞元年間から連州左遷時まで、立場を異にしても楽府の対社会の有用性を信じている点にこそ彼の詩作意識の真意を見出すことができる。

*1 斎藤茂「劉禹錫論 一 楽府詩について」(『唐宋詩文論叢―天葩奇芬を吐く』所収、研文出版、二〇一八年、初出「劉禹錫の楽府詩について」(『中国詩文論叢』七号、一九八八年))参照。引用箇所は六十一頁。またこのように劉禹錫が外の風土、風俗を積極的に詠ずることについては、好川総「劉禹錫の異文化認識」(『日本中国学会報』第六十二集、二〇一〇年)によって一層鮮明にされた。

*2 三江が具体的にどの川を指すかについては不明確である。ここでは『校注』の「長江下游水系」(十八頁)に従う。

*3 長干は、張敦頤『六朝事迹編類』巻十一・寺院門「長干寺」に、「長干是秣陵東里巷名、江東謂山隴之間曰干（長干は是れ秣陵〔金陵〕東里の巷の名なり、江東山隴の間謂いうに干と曰う）」（上海古籍出版社、一九九五年）とある。

*4「逆浪故相邀、菱舟不怕揺。妾家揚子住、便弄広陵潮（逆浪は故より相邀う、菱舟は揺を怕れず。妾家揚子に住めば、便ち弄ぶ広陵の潮）」（郭茂倩『楽府詩集』巻七十二、中華書局、一九七九年）。

*5『漢書』巻三十芸文志・六芸略に、「書曰、詩言志、歌詠言。故哀楽之心感、而歌詠之声発。誦其言謂之詩、詠其声謂之哥。故古有采詩之官、王者所以観風俗、知得失、自考正也。孔子純取周詩、上采殷、下取魯。凡三百五篇（書に曰く、詩は志を言い、歌は言を詠くす、と。故に哀楽の心感じて、歌詠の声発す。其の言を誦する之を詩と謂い、其の声を詠くする之を歌と謂う。故に古采詩の官有り、王者の風俗を観、得失を知り、自りて考正する所以なり。孔子純ら周詩を取り、上は殷を采り、下は魯を取る。凡そ三百五篇）」（中華書局、一九六二年）とある。

*6 劉禹錫の寓言詩による諷諭については、赤井益久「劉禹錫の謫遷と文学―朗州司馬の寓言文学を中心に―（『中唐詩壇の研究』創文社、二〇〇四年所収）・松本肇「劉禹錫の寓言詩」（『唐代文学の視点』研文出版、二〇〇六年所収）を参照。

*7 赤井益久「劉禹錫の賦について」（『中唐詩壇の研究』創文社、二〇〇四年所収）、三六二頁。

*8『校注』三十九頁、「百舌吟」への注。

*9『旧唐書』巻一六〇劉禹錫伝に、「元和十年、自武陵召還。宰相復欲置之郎署、時禹錫作遊玄都観詠看花君子詩。語譏刺、執政不悦、復出為播州刺史（元和十年、武陵より召還せらる。宰相復た之を郎署に置かんと欲するも、時に禹錫　玄都観に遊び花を看る君子を詠ずる詩を作る。語は譏刺に渉り、執政悦ばず、復た出だされて播州刺史と

為る)」(中華書局、一九七五年)とある。なお劉は播州刺史を拝命した直後、量移を受けて連州刺史となる。

*10『十三経注疏2詩経』(芸文印書館、一九七六年、六版)十六頁、十一葉ウラ八~十行目。

*11 拙稿にて、白居易の経緯については花房英樹『白居易研究』(世界思想社、一九七一年)を参照した。

*12 劉禹錫が寓言詩を詠じる際に儒教経典を典故として使用していることについては拙稿「朗州左遷時における劉禹錫の詩作意識について」(『中唐文学会報』二十八号、二〇一七年)を参照。

*13 ②朗州左遷時および③京師召還時の詩作意識については注12前掲拙稿「朗州左遷時における劉禹錫の詩作識について」(前稿)において言及していることを明記する。前稿の眼目は、先行研究上見える朗州左遷時の劉禹錫の政治性を含む諷諭詩と朗州の風土・風俗を積極的に詠じる詩作意識の二面性が『漢書』芸文志を拠り所とするという点に収斂されることを明らかにした点にあり、本拙論は前稿明らかにしたその点を踏まえて、劉禹錫が重視していた楽府への意識を闡明することを目的としている。ここでは劉禹錫の連州左遷時までの楽府についてその経緯を確認する必要があるため再度考察する。

*14『漢書』地理志下に、「始楚賢臣屈原被讒放流、作離騒諸賦以自傷悼(始め楚の賢臣屈原讒ぜられ放流し、離騒諸賦を作るに自ら傷悼するを以てす)」とある。注12前掲拙稿三十頁の注24参照。

*15 劉禹錫が朗州左遷時において『漢書』芸文志を拠り所に古体詩・楽府を詠じていたことについては注12前掲拙稿を参照。

*16 注13参照。

*17「元和甲午歳詔書尽徴江湘逐客余自武陵赴京宿於都亭有懐続来諸君子」(巻二十四)・「徴還京師見旧番官馮叔達」(巻二十四)・「元和十年自郎州承召至京戯贈看花諸君子」(巻二十四)・「傷独孤舎人」(巻三十)・「酬楊侍郎憑

見寄二首」（外集巻五）。

*18「上計吏」は地域ごとに充てられる会計を担当する役人であり、新年に一度、皇帝に上奏・謁見することができる。ただし「上計吏」という役職は唐代には存在いない。「上計吏」は漢代以降年月を経て形を変えてゆき唐代では「朝集使」・「計帳使」として残っている（曽我部静雄「上計吏と朝集使」（『国士舘大学人文学会紀要』、二号、一九七〇年）参照）。ここでは唐代の「上計吏」に当たる役職を過去の呼び名を踏襲して称しているものと考える。

*19『隋書』巻三十三経籍志（中華書局、一九七三年）。

*20『宋書』巻八十二周朗・沈懐文附伝（中華書局、一九七四年）。

*21 白居易が左拾遺の就任を契機として風諭詩を詠じ始めたことについては、静永健「序説　「風諭詩」概説」（『白居易「風諭詩」の研究』所収、勉誠出版、二〇〇〇年）を参照。

*22 高木正一『白居易 上』（中国詩人選集12、岩波書店、一九五八年）二一七頁。

*23 川合康三『白楽天―官と隠のはざまで』（岩波新書、二〇一〇年）一三九頁。

*24 例えば「常楽里閑居偶題十六韻兼寄劉十五公輿・王十一起・呂二炅・呂四頴・崔十八玄亮・元九稹・劉三十二敦質・張十五仲方時為校書郎」詩（巻五）。

*25 白居易研究ではこれらの意識は「兼済」と「独善」と表記されるが、拙稿では劉禹錫の見地との照合のため、白居易の概念を表す「兼済」と「独善」というタームは使用せず、対社会の公の立場と対自己の私の立場という側面によって区別した。

*26 劉禹錫「故荊州南節度推官董府君墓誌」（外集巻十）参照。

*27 劉禹錫が六朝期の詩を「詞」とも表記することは「荊門道懐古」（巻二十四）において庾信を「徒使詞臣庾開府、

咸陽終日苦思帰(徒らに詞臣庾開府をして、咸陽終日苦だ帰るを思わしむ)」、また「金陵五題」(巻二十四)連作五首の第五首「江令宅」において江総を「南朝詞臣北朝客(南朝の詞臣北朝の客)」と述べている点から分かる。

*28「至於先士茂製、諷高歴賞、子建函京之作、仲宣覇岸之篇、子荊零雨之章、正長朔風之句、並直挙胸情、非傍詩史。正以音律調韻、取高前式。(先士の茂製、諷高く歴賞せらるるに至りて、子建の函京の作、仲宣の覇岸の篇、子荊零雨の章、正長の朔風の句は、並びに直だ胸情を挙ぐるのみにして、詩史に傍うにあらず。正に音律を以て韻を調え、高を前式に取る。)」(『宋書』巻六十七謝霊運伝)。

*29ただし全ての楽府が巻二十六〜二十七に収録されている訳ではない。例えば先述の「聚蚊謡」や「有獺吟」といった寓言詩の類は巻二十一に収録される。

*30例えば連州にて職務の一つとして土地を整備する様子が、劉禹錫「海陽十詠」并引(外集巻八)の引に「後之人或立亭榭、率無指名。及余而大備。毎疏鑿搆置、必揣称以標之(後の人或るひと亭・榭を立つれども、率ね名を指す無し。余に及びて大いに備われり。疏鑿搆置する毎に、必ず称を揣り以て之を標す。)」と記されている所より分かる。

(筑波大学大学院人文社会科学研究科博士課程)